10　津波防災地域づくりに関する法律第八条第一項の規定による津波浸水想定の設定の際、当該想定が設定された区域内において高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該設定があつた日から一年以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

別表第一（第三十五条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設の場合 一～十六　［略］ 十七　第六条第一項第十七号の耐震設計構造物の耐震に関する性能	一～十六　［略］ 十七　耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視及び図面により検査する。
十八～六十二　［略］	十八～六十二　［略］
2～8　［略］	2～8　［略］
備考　［略］	備考　［略］

別表第三（第八十二条第二項第四号関係）

検査項目	保安検査の方法
1　［略］ 2　製造設備がコールド・エバポレータである製造施設の場合 一～十　［略］ 十一　第六条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第十七号の耐震設計構造物の耐震に関する性能	一～十　［略］ 十一　耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視及び図面により検査する。
十二～三十一　［略］	十二～三十一　［略］
2の2・2の3　［略］	
3　製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合 一～十三　［略］ 十四　第七条の三第一項第一号で準用する第六条第一項第十七号の耐震設計構造物の耐震に関する性能	一～十三　［略］ 十四　耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視及び図面により検査する。
十五～九十九　［略］	十五～九十九　［略］
3の2～5　［略］	

［新設］

別表第一（第三十五条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設の場合 一～十六　［略］ 十七　第六条第一項第十七号の耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造	一～十六　［略］ 十七　耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目視及び図面により検査する。
十八～六十二　［略］	十八～六十二　［略］
2～8　［略］	2～8　［略］
備考　［略］	備考　［略］

別表第三（第八十二条第二項第四号関係）

検査項目	保安検査の方法
1　［略］ 2　製造設備がコールド・エバポレータである製造施設の場合 一～十　［略］ 十一　第六条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第十七号の耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造	一～十　［略］ 十一　耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目視及び図面により検査する。
十二～三十一　［略］	十二～三十一　［略］
2の2・2の3　［略］	
3　製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合 一～十三　［略］ 十四　第七条の三第一項第一号で準用する第六条第一項第十七号の耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造	一～十三　［略］ 十四　耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目視及び図面により検査する。
十五～九十九　［略］	十五～九十九　［略］
3の2～5　［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。